

別添1

○総務省令第四十号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六条の二の規定に基づき、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

総務大臣 原口 一博

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和六十一年自治省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一検知・測定用器具の項中「生物剤検知器※※※」を  
「生物剤検知器※※※」  
に改める。

化学剤検知器※※※」

別表第三高度救助用器具の項中「水中探査装置※」を  
「水中探査装置※」  
に改める。

検知型遠隔探査装置※※」

別表第三備考中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 ※※印のものは、地域の実情に応じて備えるものとする。

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。